

緊迫度を増す国際情勢等を踏まえた国民保護の更なる充実に係る提言

全国知事会では、ロシアによるウクライナへの侵略や、北朝鮮からの弾道ミサイルの発射による挑発行為など、緊迫度を高める国際情勢を受け、令和4年5月及び令和5年7月に、国民保護の充実に係る提言を行ってきた。

その後も、ロシアによるウクライナ侵略は止む気配がなく、また、北朝鮮は、弾道ミサイル等の発射による挑発行為を繰り返している。

さらに、政府においては、特段の配慮をすることが必要な、沖縄県の先島諸島などの住民を避難させる取組を進めている。

こうした緊迫度を増す国際情勢を踏まえ、国民の不安が高まっていることから、万一の事態に備えた国民保護の充実は、喫緊の重要課題である。

については、国において、これまでの提言と合わせて、次の事項に取り組むよう求める。

1 国民保護に関する普及啓発

- 平和的な解決に力を注ぐべきとの国民の意見があることを踏まえ、外交をはじめ、国民保護事案を生じさせないためのあらゆる対策を講じること。
- 万一の有事に際して、迅速かつ円滑に避難措置が講じられるよう、国民保護に関する啓発を強化するとともに、国において、想定される要避難地域及び避難先地域の住民の理解を得るための丁寧な説明と協議に努めること。

2 避難施設の確保と整備

- 緊急一時避難を含めた避難施設について、国有施設の指定が進むよう、所管の各省庁の協力を徹底するとともに、省庁ごとの一元的な窓口を示すこと。
- 自治体による民間施設の指定が進むよう、民間の大型商業施設や金融機関等に対して、所管省庁から、次項の趣旨も含め、協力依頼を継続的に発するなど、民間団体への働きかけを一層強化すること。
- 民間施設の指定に関して、避難者の受入に際しての事故や損害発生時の責任の所在等の懸念から、指定が進まない実態を踏まえ、指定施設の管理者に負担が生じないことを含め、事故や損害発生時の統一的な考え方を基本指針として明らかにし、Q&Aを含めホームページ等で公開すること。
- シェルターの整備について、令和6年3月に、国の考え方が示されたところだが、全国的な整備についての必要性や既存施設の改修による整備も含めた考え方を継続的に整理するとともに、自治体や国民に対して継続的に情報発信し、要件を満たす自治体に対しては、十分な情報提供を行い、ランニングコストも含めた財政面、技術面の支援に努めること。

3 避難行動に関する啓発の強化

- 「避難施設として指定されているかどうかにかかわらず、近くの建物（でき

れば頑丈な建物)の中又は地下施設に避難する」との国の考え方及び方針について、緊急時、指定の有無にかかわらず、民間を含めた施設管理者の協力が得られるよう、基本指針に明示するとともに、国民及び施設管理者への周知を徹底すること。

- 弾道ミサイル発射時の対応について、テレビ・ラジオによる政府広報などを活用して、様々な場所や状況下での適切な避難行動に対する啓発の一層の強化を図ること。

4 国民保護措置の実施体制

九州地方を中心に、広域的な避難者の受入計画の検討が行われているが、広域的な避難については、全国に共通する課題である。

また、都道府県域を越えた広域避難は、国民保護法第二章の第2節及び第3節に関連規定が整備されているものの、事態認定後を前提にした規定であり、平時からの備えを含めた具体的な運用についての考え方は示されていない。

- 自治体が、広域的な避難者の受入計画を検討する際の参考となるよう、広域避難に関する国、自治体、防災関係機関及び指定公共機関の役割、措置に関する手順、所要費用の財政負担の考え方などを整理したガイドラインを作成すること。
- 前項の作成に当たり、要配慮者の広域避難に関しては、要避難地域及び避難先地域の対応にとどまらず、全国の医療・福祉関係者の協力が得られる体制を検討すること。
- ホテルや旅館、民間賃貸住宅などの収容施設の確保について、自治体が円滑に借り上げ等できるよう、国において関係団体等、必要な相手方と、借り上げ単価や食事の回数、清掃・リネン交換の頻度等の条件について調整するとともに、自治体が支弁した費用については、国が全額負担すること。

5 国民保護訓練

- 武力攻撃事態を想定した国民保護訓練の更なる充実に努めるとともに、訓練にあたって、ノウハウの少ない自治体と丁寧な調整に努めること。この際、訓練内容が実践的なものとなるよう留意すること。
- 国民保護措置は適用事例がなく、自治体としてノウハウの蓄積も限られることから、実際の・実効的な訓練を行うため、国は、事態認定の前後を含む自治体が行う対処に係る考え方やモデルケースについて情報提供を行うなど必要な支援を行うこと。

令和6年8月2日

全国知事会